

平成 21 年度地域流通モデル構築支援事業（商店街活性化タイプ）モデル実証事業 公募要領

平成 21 年 8 月 28 日（追記版）

ランドブレイン株式会社

1. 事業の目的

商店街の「シャッター通り」に象徴される食料品小売店の減少を食い止め、集客力を向上させ、商店街の活性化を図るために、食料品小売店が商店街の空き店舗等を活用して消費者が望む新鮮な地元農林水産物を安定的に販売する取組に必要となる地域流通モデルの構築を図ることを目的とします。

2. 公募対象事業（モデル実証事業）及び事業実施者の要件

公募対象とするモデル実証事業及びモデル実証事業実施者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) モデル実証事業は、食料品小売店や地域の商業団体等のノウハウや知見を活用して、これまでに地域で取り組んでいない流通への取組や現在取り扱われていない商品を対象とした流通へのチャレンジなど、新たな地域流通モデルの構築に取り組むことによって、食料品小売店の減少を食い止め、集客力を向上させ、商店街活性化に寄与する事業であること。
- (2) モデル実証事業は、事業目的及び事業計画の遂行が可能な内容であるとともに、生産・加工事業者と流通・商業関係者の一体的な取組であり、先進性、創造性を備え、具体的な成果が見込まれるものであること。
- (3) モデル実証事業実施者（モデル実証事業申請者）の資格は下記の方々であり、本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力をもつの方々であること。（団体にあっては、定款、寄付行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等を備えていること、これらの定めのない方々にあっては、これらに準ずるものを備えていること。）

また、次年度以降も継続して取り組む意思を有すること。

- ・ 商店街の食料品小売店（新たに食料品小売店をはじめようとする方を含む）
- ・ 流通関係業者（卸売業者、仲卸業者、小売業者、外食業者を含む）及び生産者と商店街振興組合等で構成する団体等

- (4) モデル実証事業実施者は公募要領に従い事業実施計画を作成し、申請に先立ち、事業実施者が所属する商店街振興組合等から承認を受けること。
- (5) モデル実証事業実施者は、事業に参加した食料品小売店の売上が 10% 以上向上することを目標としてください。新たに食料品小売店をはじめようとする方は、モデル事業実施期間中の営業利益が黒字になることや、商店街全体の来客数が対前年比 10% 以上向上することなど、本事業の趣旨にあった目標を設定してください。

なお、目標達成の如何に関わらず、本実証事業で得られた成果は公表するものとします。

- (6) モデル実証事業実施者は、当該事業で発生した経費に関して、ランドブレイン株式会社の指示に従い、会計整理を行うこと。

3 . モデル実証事業の内容

モデル実証事業の実施にあたっては、その地域の実情に応じた事業として行うため、選定されたモデル実証事業ごとに企画検討会を開催し、具体的な取組内容やスケジュール等についての検討を進め、この検討結果に基づいてモデル実証事業実施者が事業を進めるものとします。

(1) 企画検討会の開催

企画検討会は、流通関係業者、生産関係業者、所属する商店街振興組合等の役職員、当該モデル事業者を必須とし、必要に応じて学識者経験者や経営コンサルタントを招聘し、5名程度で構成されるものとします。

生産関係者とは、農林漁業者もしくはこれらにより構成される団体等を示します。

流通関係者とは、卸売業者、仲卸業者、小売業者（外食産業を含む。）もしくはこれらにより構成される団体等を示します。

企画検討会では、具体的な取組内容やスケジュール等についての検討のほか、事業実施にあたって必要な現地調査の実施や指導、事業効果の分析、報告書の作成を行います。

なお、現地調査や効果分析に際して、調査員を雇うことも可能です。

(2) モデル実証事業の実施

モデル実証事業実施者は、企画検討会の検討結果に基づき、提案した地域流通モデル事業を実施します。必要に応じてコーディネーターを参加させることができます。

(3) 事業期間

モデル実証事業の実施期間は、ランドブレイン株式会社からモデル実証事業実施者に補助金の交付決定を通知した日から平成 22 年 2 月 26 日（金）までとします。

なお、この期間内に報告書の提出を含めた一切の事業を完了することとします。

4 . 補助対象となる経費の範囲及び補助額

補助対象となる経費の範囲は、3 に掲げる事業に要する経費とし、具体的な対象経費内容は（別表 1 ）の通りとします。

公募するモデル実証事業実施地区は、全国で 20 地区程度とし、1 地区平均 1,000 万円程度の補助金額（定額）とします。ただし、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

5. 応募方法

(1) 提出書類

本事業に応募する申請者は、以下の書類を作成の上、提出期限までにランドブレイン株式会社に提出してください。

- ・ モデル実証事業申請書（様式1）
- ・ モデル実証事業実施計画書（様式2）
- ・ 所属する商店街振興組合等の承認書（様式3）
- ・ 添付書類

なお、様式1～3の作成、添付書類については、別添「平成21年度地域流通モデル構築支援事業（商店街活性化タイプ）モデル実証事業実施計画書作成要領」に基づき作成することとし、必要に応じて事業説明用の書類を別途添付することができるものとします。

(2) 提出期限

平成21年9月18日（金）必着

6. 審査方法

提出された書類の審査は、別途設置する「モデル検討委員会」において実施し、モデル事業実施者の採否を決定します。

審査結果については、各申請者宛に文書で通知するとともに、採択されたモデル実証事業の実施者及び概要についてはランドブレイン株式会社ホームページで公表します。

7. 成果物の報告等

モデル実証事業実施者は、モデル実証事業の実施結果をとりまとめ、平成22年2月26日（金）までにランドブレイン株式会社に提出するものとします。

8. その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項が生じた場合は、そのつど、ランドブレイン株式会社が別に定め、関係者に通知するものとします。

本事業ではモデル実証事業者からあげられた報告書をもとに、ビジネスモデルのあり方を検討することから、各地区の企画検討会へはランドブレイン株式会社、及び必要に応じてモデル検討委員会の委員がアドバイザーとして参加します。

9. 応募に関する問合せ及び提出先

ランドブレイン株式会社 都市政策・整備グループ 担当：青木、榎木
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル7階
電話：03-3263-3811 fax：03-3264-8672

応募等に関する問い合わせは弊社営業日（土・日曜日、祝祭日以外の平日）の午前9時～午後5時としてください。

(別表1) モデル実証実験に係る対象経費について

1. 企画検討会費

企画検討会議の開催にかかわる費用で補助金の対象とする経費は以下の項目とする。

(1) 企画検討会謝金

- ・ 企画検討会に出席した委員への謝金は1人当たり1回10,000円を限度とする。その際、委員への委嘱状の発行及び承諾書の受理を行い、謝金は源泉徴収を行うものとする。なお、モデル実証事業実施者への謝金は支給しない。

(2) 企画検討会旅費

- ・ 委員の検討会出席に関わる旅費は実費額(グリーン料金は含まない。)とする。

(3) 会議費(茶代)

- ・ 企画検討会に出席した人数分のコーヒー代等の茶代は、1人1回当たり500円を限度とする。

(4) 会場借料

- ・ 会場借料については明示的に料金が確定できるもの以外は対象外とする。また、自前の会議室を使用した場合も原則として対象外とする。

(5) 印刷製本費

- ・ 企画検討会の資料印刷製本の経費を対象とする。
- ・ なお、自前のコピー機を利用する場合は、原則として資料等のページ数と作成部数を明確にして実費(算定基準が明確になるものに限る。)で精算するものとする。

2. 現地指導調査費

- ・ 企画検討会委員(モデル実証事業実施者を除く)が、実証事業現場で事業の指導をする場合の謝金、旅費を対象とする。
- ・ 謝金は「1. 企画検討会費」の「(1) 企画検討会謝金」に準ずる。
- ・ 旅費は「1. 企画検討会費」の「(2) 企画検討会旅費」に準ずる。

3. コーディネーター活動費

- ・ 食料品小売店の要望を把握し、その要望に見合った商品を生産する農林漁業者や加工業者の選定や、小売と農林漁業者や加工業者との取引の仲介などを行うことによって、円滑な取引を行うことができるようサポートする役割を持つコーディネーターの手当と旅費を対象とする。
- ・ 手当は1日1人5万円を限度とする。旅費は「1. 企画検討会費」の「(2) 企画検討会旅費」に準ずる。

4. モデル事業実施費

モデル事業の実施にかかわる費用で補助金の対象とする経費は以下の項目とする。

(1) 店舗改装費

- ・ 店舗改装費は、本モデル実証事業の実施に必要となる改装であり、建築基準法上の確認申請を必要としない範囲内での改装であること。
- ・ 上記の条件を満たした上で、次に掲げる工事に要する経費とする。

内装工事費

壁紙、床材など内装材の変更を対象とし、必要以上の品質の材料は認めない。

外装（ファサード）工事費

店舗のファサード面（表面）を対象に、「店舗入口の改修」、「店舗の看板の改修もしくは設置」、「店舗ファサード面の壁の改修」を対象とする。

給排水設備工事費

水回り整備などを対象とする。

電気工事費

店内の照明設備の設置などを対象とし、店外の照明設備は対象外とする。

空調設備工事費

空調設備工事費は対象外とする。ただし、実証事業期間中の空調設備のレンタル料は対象とする。

- ・以下の経費は対象外とする。

モデル実証事業実施後の現状復帰にかかる経費

土地の取得、賃借、造成、補償にかかる経費

改装にあたってのデザイン、設計等にかかる経費

住居部分など、直接事業用途に付さないものにかかる経費

対象部分と対象外部分の区分が明確でない場合

（２）店舗・倉庫・駐車場等の賃借料

- ・店舗・倉庫・駐車場等の借りに要する経費とする。
- ・倉庫・駐車場については、本事業のみの目的として借上げる場合を対象とする。
- ・店舗と倉庫・駐車場はできるだけ隣接地とし、その位置関係について資料を添付するものとし、モデル事業検討委員会で検討する。

（３）設備レンタル費

- ・電気機器等（パソコン、プリンタ、モデム等）の借りに要する経費、保冷設備等（冷蔵・冷凍ショーケース等、取扱製品の保管、展示設備、空調設備）の借りに要する経費。

（４）販売促進員手当

- ・取扱製品の販売、及び販売促進に要するアルバイト賃金等。

（５）広報費

- ・モデル実証事業の広報のためのパンフレット、チラシ等の印刷に要する経費。

（６）その他

- ・地元農林水産物の運送に必要となるトラックなどのレンタル費用、その他事業の執行のために必要な経費。

5．分析調査費

- ・事業の実施結果を分析し、効果をとりとめる調査員手当等。

6．報告書作成費

- ・成果物として提出する報告書等の印刷製本の経費。

注：「４（２）店舗・倉庫・駐車場等の賃借料」、「４（３）設備レンタル費」に関しては、本事業の実施に伴い新たに必要となるものを対象とします。したがって、すでに借り上げている店舗や設備機器の借り上げ料は対象外となります。